

## みゆき保育園の移管について

宇和島市では平成27年度から30年度を期間とする「第3次宇和島市行政改革大綱」において、「効率的・効果的な行政サービスの提供」の改革方針のもと、「公の施設のあり方を見直す」こととしています。

保育分野においては、「市有施設の効率的・効果的な管理運営を図るため、統廃合を含めた施設のあり方について再度検証し、見直しを進め」、具体的な内容として「認定こども園を推進、(市立保育所の)統廃合・民営化を一部実施」することとしています。

現在までの進捗状況として、平成28年3月に保育所2園・幼稚園3園を休・閉園(内4施設は認定こども園設立による)し、平成28年4月に認定こども園2園を開設しています。

保育所の民営化については、平成29年4月からみゆき保育園を社会福祉法人宇和島市社会福祉協議会へ移管することを計画しています。

### ○ 期待される効果

#### 1 保育サービスの拡充

核家族化、働く女性の増加に伴う共働き世帯の増加、低年齢児の保育ニーズ、多様化する就労形態から求められる特別保育サービスの実施など、保育所に求められるニーズは拡大する一方です。

現在、市内にある私立保育所では、延長保育・一時保育・休日保育・子育て支援拠点事業などといった保育サービスの提供も行っています。これらの特別保育事業については、私立保育所が実施する場合には、国や県の補助を受けることが可能であり、安定かつ継続的な提供が可能です。

本市においても、増加するさまざまな保育ニーズに積極的に取り組むため、これまでも市立保育所について段階的に民間事業者に移管(※1)し、これらのサービスの拡充に努めてきましたが、一層のサービス拡充を計画しています。

#### ※1 移管実績

平成10年4月1日	丸穂保育園 (社会福祉法人 宇和島済美婦人会) 石丸保育園 (社会福祉法人 創幸会)
平成19年4月1日	和霊保育園・山田保育園…閉園 元気の泉保育園(社会福祉法人 元気の泉)…開園

## 市立保育所（みゆき保育園）と私立保育所との内容等の比較

内 容	市立保育所 (みゆき保育園)	私立保育所 (市内6園)
運営主体	宇和島市	社会福祉法人
運営費に対する補助金	無	有 (国 1/2 県 1/4)
特別保育事業 (※2)	無	有
特別保育事業に対する補助金	無	有 (国 1/3 県 1/3)
保育の利用申請受理や決定	宇和島市	同左
入園受付	宇和島市	同左
入所児童の利用調整	宇和島市	同左
保育内容	保育所保育指針	同左
設備運営基準	児童福祉施設の 設備運営基準	同左
開所時間	7:30~18:30	7:00~19:00
入所年齢	0歳(6ヶ月から)	0歳(3ヶ月から)
給食の献立	宇和島市が作成し提供	同左
職員の資質向上(研修)	保育協議会	同左
苦情相談・解決	園長・主任及び第三者委員	同左

## ※2 特別保育事業実施状況

	済美保育園	立正保育園	尾串保育園	丸穂保育園	石丸保育園	元気の泉保育園
<b>延長保育事業</b> (保育時間の延長)	○	○	○	○	○	○
<b>一時預かり事業</b> (家庭において一時的に保育を受けることが困難になった乳幼児を一時的に預かり必要な保護を実施)	○	○	○	○	○	○
<b>地域子育て支援拠点事業</b> (在園児以外を対象に、子育て中の方の交流促進・育児相談等を実施)	○	○	○		○	○
<b>休日保育事業</b> (日曜日に保育が必要な場合に実施)				○		

## 2 保育の質の向上

保育所においては、適切な保育を児童に提供するために、経験を十分に重ねた保育士を適正かつ効果的に配置することが求められます。

現在、市立認定こども園・保育所・小規模保育所は、保育士の約65%が嘱託職員・臨時職員・パート職員で構成されており、優良な人材確保を図る観点からも、その処遇改善が求められているところです。しかし、私立保育所のように、人件費等を含む運営費について国や県の補助の適用がないといった状況から、非正規職員の正規職員化や正規職員の新規採用を行う予定はありません。この非正規職員の待遇面の問題のほか、広範かつ定期的な人事異動等により、職員の離職等による流動性が高く、保育の提供の安定性を欠く可能性を生じています。

そこで、運営費について国や県の補助を受け財源を確保できる社会福祉法人に保育事業を移管すると、正規職員の保育士を採用することにより処遇改善が図られ、安定的な保育サービスの提供が期待されます。

## ○ 社会福祉法人 宇和島市社会福祉協議会を移管先とした理由

宇和島市社会福祉協議会は保育事業は初めてとなりますが、当協議会は多角的な福祉事業の展開を図り地域福祉の推進を行っている団体で、障害児等通所支援事業施設(あけぼの園)の経営や、子育て支援にかかる事業、福祉教育事業等を展開しており、その経験等を生かした保育所運営を期待することができると考え移管先に選定しました。

## ○ 移管に向けた対応

### 1 保育環境の変化への配慮

移管による園児への影響を考慮し、保育計画やカリキュラムをはじめとする保育内容全般について、移管期日前の保育を参考に実施し、急激な変化の回避に努めることとしています。

また、職員体制についても、園長及び主任保育士は、市から派遣した正規職員を最大5年間にわたり配置し、保育環境の円滑な継続を図ることとしています。

### 2 保護者意見の尊重

これまでも運営においては、保護者の皆様の御意見をお聞きし、可能な範囲でその意向を尊重してまいりました。

移管後におきましても、市と社会福祉協議会との間で締結する覚書において、保護者等の意見を尊重した運営とするよう努めることとしています。

### 3 施設の整備

みゆき保育園の園舎は昭和57年に建築され、経年劣化による要修繕箇所が顕在化しています。

今回の社会福祉協議会への移管を契機として、所要な修繕工事を施工し、保育環境の更なる改善を図ります。

## 4 説明会等の経緯

時期	内容
H28.04	市長協議
	社協会長現地確認
	第1回移管検討委員会
H28.05	第2回移管検討委員会
H28.06	職員説明会
	保護者役員説明会
	市議会議長趣旨説明
	保護者説明会
	県南予地方局状況報告
	市議会厚生委員会説明
	市議会委一般質問
	大月真珠所有者依頼
H28.07	第3回移管検討委員会
	地元自治会長趣旨説明
	修繕個所建築住宅課確認
	県状況報告
	覚書の締結
	市臨時嘱託保育士説明会
H28.08	社協による保育士募集

H28.09	事務協議
	市保育協議会園長部会説明
	社協による保育士採用試験(一次)
H28.10	社協による保育士採用試験(二次)
H28.11	事務協議 2 回実施
H28.12	廃止申請
H29.01	事務協議
	子ども・子育て会議
H29.02	認可申請書作成にかかる協議等
H29.03	保育所条例改正
	社協による認可申請書提出
	廃止申請
	県社会福祉審議会
H29.04	委託契約締結

## ○ みゆき保育園の概要

### 1 施設

- (1) 名称           みゆき保育園
- (2) 所在地       宇和島市藤江大深泥 1323 番地の 2
- (3) 入所定員     60 名  
                   (0 歳児 3 名 1 歳児 9 名 2 歳児 12 名 3 歳児 12 名  
                   4 歳児 12 名 5 歳児 12 名)

## (4) 施設構造等

- ① 構造 鉄筋コンクリート2階建て
- ② 建築年月日 昭和57年5月20日
- ③ 許可年月日 昭和42年5月1日
- ④ 敷地面積 925.47 m<sup>2</sup>
- ⑤ 延べ床面積 494.66 m<sup>2</sup> (1F : 247.33 m<sup>2</sup> ・ 2F : 247.33 m<sup>2</sup>)
- ⑥ 園庭面積 440.00 m<sup>2</sup>

## (5) 開所時間

- 平日 07:00～19:00
- 土曜 07:00～19:00

## (6) 入所年齢 0歳(6ヶ月から)

## 2 職員

- 園長(市派遣) 1名
  - 保育主任(市派遣) 1名
  - 保育士(正規職員) 7名
  - 保育士(嘱託職員) 3名
  - 保育士(時間制職員) 2名
  - 調理員(嘱託職員) 3名
- 計 17名

## 3 園児数

## (1) 園児数(平成29年2月1日時点見込)

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
4	10	15	10	9	10	58

## (2) これまでの推移(各年4月1日時点)

21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
62	62	67	69	61	53	60	51

## 4 入所児童の傾向

みゆき保育園に在籍する園児は、みゆき保育園が位置する住吉小学校区の児童は約3～4割であり、市街地に近く利便性が良いため、住吉小学校区外からの児童の受け入れも担っています。